

会議録 (要旨)	
会議の名称	令和4年度 第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会
日時	令和5年3月1日(水) 午前10時から11時30分まで
場所	瀬戸市役所 全員協議会室
出席委員 (敬称略)	<p>【委員長】 宇都宮 みのり (愛知県立大学 教育福祉学部)</p> <p>羽間 弘美 (瀬戸市教育部 学校教育課) 代理: 山中氏 岡元 洋子 (愛知県瀬戸保健所 健康支援課) 榎本 博文 (尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト) 代理: 松尾氏 水野 大介 (公立陶生病院 医療ソーシャルワーク室) 中島 史恵 (瀬戸市健康福祉部 児童発達支援センター) 伊里 みゆき (社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会) 近藤 幸市 (瀬戸市民生委員児童委員協議会) 中島 正二 (当事者) 井上 雄裕 (シンセサイズ中部・当事者)</p>
参加者	竹田 晴幸 (尾張東部圏域地域アドバイザー) 川上 雅也 (瀬戸市障がい者相談支援センター) 森 寛之 (同上) 藤掛 順子 (同上)
欠席委員	<p>【副委員長】 池戸 智美 (特定非営利活動法人 ハッピーリング)</p> <p>棚橋 利之 (瀬戸公共職業安定所) 住田 敦子 (特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター) 尾関 亮三 (瀬戸市手をつなぐ育成会) 浦塚 玉喜 (瀬戸市身体障害者福祉協会・当事者)</p>
事務局	社会福祉課長 稲垣 宏和 社会福祉課長補佐 長谷川 さと美 社会福祉課専門員兼係長 高田 裕司 社会福祉課福祉係主任 小林 由佳 社会福祉課福祉係主事 都築 望
傍聴者	なし
議事内容	
あいさつ	
事務局	(あいさつ)
委員長	皆様本日もどうぞよろしくお願いたします。 本日の傍聴者はおられません。 今年度は障害福祉計画及び障害児福祉計画の事業評価年度に当たります。事業評価をする一環として、国や県の施策に関する事業の把握を行うことも必要ですので、尾張東部圏域地域アドバイザー様にもご意見を頂戴いたしたく、運営規則第6条の規定に基づきまして、お忙しい中ご参画いただいております。 本日は協議事項が1点、報告事項が3点、その他がございます。まずは次第1です。
1 協議事項 令和4年度 瀬戸市障害福祉計画(第6期)及び瀬戸市障害児福祉計画(第2期)における目標の事業評価について(資料1)	
委員長	次第1「令和4年度 瀬戸市障害福祉計画(第6期)及び瀬戸市障害児福祉計画(第2期)における目標の事業評価について」まずは事務局から説明をお願いします。
事務局	(説明)

委員長	<p>7つの目標ごとに、令和5年度末にこの計画期間の全体の報告が出されるということで、今回は3年度と4年度の間接報告という位置づけになります。目標値・目標設定は、5年度末の目標設定がされています。関連実績は、令和3年度と4年度の数値が書かれています。</p> <p>皆様方には事業評価のところのご確認をお願いしたいと思います。こちらが令和3年度と4年度に係る事業評価ということになり、評価とともに令和5年度最終年度に向けた目標が書かれているところです。次期計画に向けた今後の取り組みは、令和6年度に向けた今後の取り組み課題ということで書かれていますので、その部分も見ていただきたいと思います。</p>
委員	<p>今回の議題とは少し違うのかもしれませんが、保護者の高齢化に伴う対応がどのようになっているのかが気になっています。</p> <p>保護者が認知症となり、障害のある子どもの手続が出来なくなった場合など、どのような施策で対応できるとお考えでしょうか。</p>
委員長	<p>現在の質問について、今回の事業評価だとどこに入るか、次期計画ですとどういうふうにお考えかというところをお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現在でもそのようなケースはございます。保護者のケアについては介護事業の中で行い、本人への支援は権利擁護事業等を活用して行っていくというところです。</p> <p>現行の計画内では、具体的に介護分野との連携についてあまり触れていないかもしれませんが、実際としてはそのような形で、その後地域包括ケアシステムでまず保護者の支援をしていく。そしてこの障害福祉計画の中でしっかりと本人を支援していくというところがございます。</p>
委員	<p>障害支援区分の更新など、様々な手続を保護者が行えなくなった場合、誰がどのようにしていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>つい最近も保護者が亡くなり、障害者が一人になってしまったというケースがあります。基本的に市の方で把握をしているご親族をまずあたって、ご協力がいただける方が見つければ、その方を代理人として手続を進めていく。その次に考えられるのが、関わっている障害者施設の方に、その必要な手続の代行などをさせていただきながら、成年後見制度を利用していく、ということになります。</p>
アドバイザー	<p>2点ほどご質問をしたいのです。</p> <p>1点目は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の事業評価で、自立生活援助事業所が1カ所あると記載されています。圏域内でも珍しいことで、進めていけるといいと考えているところですが、グループホームとの関連について、考えをお聞きしたいです。</p> <p>2点目は、基幹型相談支援センターの相談員が不足しているとのことですが、県内でも課題になっていまして、どのくらい不足しているのかを教えてくださいたいです。</p>
事務局	<p>まず1点目ですが、当該自立生活援助事業所は、グループホームを運営している法人が運営しています。令和5年1月に開所したばかりでありまだ実績はなく、今のところ具体的に関連性を把握することはできていません。ただ、まず利用対象になってくるのは、その法人で把握している方になるのではないかと考えております。</p> <p>2点目ですが、具体的な数はお答えできないのですが、基幹型で困難ケースを多く抱えており、対応に追われて通常の業務の方が大変だということは聞いております。</p>
委員	<p>相談支援体制の充実強化について、社会福祉協議会でも4年度より障害者相談支援センターを開設していますが、実態としてちゃんと機能しているかどうか不安を感じております。実績として、障害者からの電話相談が毎日2件ほどあります。</p> <p>相談員不足というところで、介護分野の事業も実施しておりますが、ケアマネージャーなど正規職での募集をしても応募がなく、人材不足であることを強く感じております。解消方法を検討していくうえで、どのような課題があるのか、そしてどのような体制にすべきか、具体的な案があれば教えてくださいたいです。</p>
委員長	<p>時期計画に向けた今後の課題のところ、「相談員不足に対する対処方法について検討し、進めていきたい」とあります。</p>

	<p>人材不足については、本当にどの分野でも感じておられるところだと思いますけれども、次期計画に向けてこういったことができるのではないかとこの考えがありましたら、教えていただきたくお願いいたします。</p> <p>また、事務局からの方向やお考えがあればいただきたく思います。</p>
事務局	<p>相談に係る人材不足は瀬戸市に限らず、どこの自治体でも抱えている課題です。現在は介護事業に特化している地域包括ケアシステムを、精神障害にも対応したシステムにするよう国の指針が出されています。さらに、重層的支援体制の整備について取り組んでいる自治体もごさいます。重層的支援体制とは、障害・高齢・生活困窮といった様々な分野について、包括的に支援する体制のことです。</p> <p>そうした取り組みがうまく機能していくと、人材不足が少しは解消する可能性があるのではないかと考えております。</p> <p>ただ、瀬戸市としては、現在、重層的支援体制の構築に向けたいわゆる厚生労働省への手上げは進めておりません。別途、福祉総合相談窓口という形で、障がい者相談支援センターと基幹型包括支援センター、それから生活困窮の仕事・生活自立相談窓口加えて子ども総合相談窓口というものを庁舎2階に設置しており、ワンストップに近い形で機能しております。</p> <p>現行の体制に対して、いかにフィットした重層的支援体制の先進事例が出てくるのかというところを見据えながら、体制整備に努めていきたいと考えております。</p> <p>現段階で具体的な解消方法は申し上げられませんが、以上でございます。</p>
委員	<p>包括支援センターからは、大変多くのケアプランの申請が出ている現状があると聞いております。現行の業務にプラスでやっていくとなると、重層的支援体制の構築という意味では素晴らしいと思いますが、職員の疲弊を考えると苦しい部分もあります。</p> <p>そういう構築ができるといいなと私も願っております。</p>
委員長	<p>仕事をする上での魅力や重要性、やりがいなどがもっと伝わっていくと良いですね。今、疲弊されている人たちの「疲弊している」という部分だけが伝わると、そこに新たに乗り込んでいこうという気持ちが失せてしまったりするところもあります。</p> <p>大学で人材を養成している立場からして、本当に責任の重いことであると常日頃感じております。大学内で若い人達に対して、「こういう仕事をしていて、こういう重要性があり、こういうケースに対してこのような働き方をすることで、この人がこう生きていく」というようなイメージが出来るような発信の仕方をしていく中で、知らない、あるいは疲弊している姿が見えると、「地域」での就職先を選択肢に選ばなくなってきている傾向が、この5年くらいあります。</p> <p>「知らせていく」というところと、「自分の疲弊が疲弊で終わらないでカバーされていくのか」というところが、研修会などで発信ができて、合わせて養成しながら、フォローしながら、現在働いている人たちにもケアをしながら、具体的に進めていくための手立てを考えていければと感じました。</p> <p>座長としてこのような発言をしてもよいのか分かりませんが、発言させていただきました。何か補足や追加の意見を言っていただければと思います。</p>
アドバイザー	<p>尾張東部圏域のほかにあま圏域の地域アドバイザーをしており、13市町を回っておりますが、相談支援専門員やケアマネージャーの方からお話を聞くと、教えてくれる立場の人が少なく、バックアップ体制がないということをよく聞きます。</p> <p>現場の肌感覚ですが、課題は2つあると思っています。一つは報酬面での課題、もう一つは先ほど委員長も言われてたとおりに、バックアップ体制・教育体制の課題です。</p> <p>報酬面での課題については、先ほど話がありました「自立生活援助事業」は、相談支援専門員の業務に対する補填事業として、相談支援事業所の報酬を上げるための事業であるということを知っておりまして、そういう意味では少し期待が出来るのではと考えています。</p> <p>また、近年は相談支援事業所が相互に教え合うという仕組みをとり、加算を取るといった共同モデル事業が普及し始めているとも聞いています。</p>

アドバイザー	相談支援初心者の方が、悩んで途中で辞めてしまうということが結構ありますので、瀬戸市の基幹相談支援センターの主任相談員のようなスキルのある方が、事業所をバックアップ出来るような体制になれば、安心して相談員になれる人が増えるのではないのでしょうか。そういう意味でも、養成できると良いと思いました。
委員長	「安心して相談員になれる」というのはとても大事なワードであると思います。次期計画に向けた取り組みとして、意見を出し合い検討していくところですが、問題を整理して具体的な取組として提示されると、すぐそこに迫っている状態であると感じました。考えていく必要があることだと思います。ありがとうございます。他のことに関してご意見ございますでしょうか
委員（代理）	就労定着支援事業の利用率の低さが挙げられておりますが、愛知県全体として捉えても、事業所数が少ないと聞いております。事業評価のところ、「就労移行支援事業所が定着事業支援を提供しない」という記載がありますが、就労移行事業所だけではなく、就労継続支援や生活介護事業所も提供できることに制度上なっております。何か周知はされているのでしょうか。当事者の方にも、周知されていないと感じます。また、適切な利用につなげられるために、どのように体制整備を行っていくのか、次期計画にどのように反映させるのか、お聞かせ願いたいと思います。
事務局	就労移行支援事業所以外でも就労定着支援事業が出来るのでは、ということと、当事者の方が知らないのでは、ということについては、現状情報として届いていないのではないかと感じています。情報を得る手段としては、サービスの全体像を説明する際に、就労を意識して相談に来る方に対しては就労定着支援についてお伝えしておりますが、その程度にとどまっております。あとは、就労移行支援の利用者が、事業所側から直接聞いたり、相談員をとおして情報を得るとというのが現状だと思います。改善策としては、やはり情報の周知徹底に努めることだと、現状捉えております。
委員（代理）	国から正式な通知はありませんが、今後「就労選択支援」という事業が新たに設立される予定です。その事業をどこが担うのか、就業生活支援センターなのか相談支援事業所なのか、まだ分かりませんが、連携が不十分であるとサービス利用希望の当事者の方が迷ってしまい、適切な利用に繋がらないと思いますので、サービス導入のタイミングで「こういうサービスがありますよ」としっかりと提示していただければと思います。
委員	「就労選択支援」というのは、具体的にどのようなサービスなのでしょう。
委員（代理）	しっかりと把握できておりませんが、「一般就労や就労系サービスを希望する方に、事業所に数週間通所してもらい、その方が持つ能力や課題等について適切にアセスメントを行う事業」と考えています。例えば、「本人は一般就労を希望しているが、まずはA型から始めていった方がよい」というようなアセスメントを行うようなイメージです。答えになっているか分かりませんが、このような事業が数年後に始まる予定となっております。
委員	障害福祉サービスの制度が充実し、良い方向に進んでいると思いますが、65歳を過ぎたら介護保険サービスに移行することになるのでしょうか。その場合、質が下がってしまうのではないかと感じましたが、そのあたりはどうなのでしょう。
事務局	基本的には介護保険サービスが優先となりますが、障害福祉サービスにしかない制度については、65歳以降でも引き続きご利用いただけます。
委員	介護保険サービスは基本1割負担になるとと思いますが、その1割負担が払えない障害者の方もいるのではないのでしょうか。これまで障害福祉の制度内で、自己負担0円で充実したサービスを受けられていたものが、介護保険になり年金のみで支払いができるのか、少し疑問に思いました。そのあたりはどうなのでしょう。

事務局	説明が難しいのですが一定の条件を満たす方について、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した場合、介護保険サービスの利用者負担分を償還払いするという、「新高額障害福祉サービス等給付費」という制度があります。 介護保険サービスに移行した全員が対象になるわけではありませんが、国の制度としてあることは把握しています。
委員	国の制度が充実してくれないと困るものだと思います。ありがとうございました。
委員長	今回の資料1に関しては、事業の中間評価となっております。皆様から、令和5年度や次期計画での具体的な取り組みについてのご意見をいただいております。 ただ、数値目標は分かりやすいところがありますが、どのような支援や取り組みを行ってきたかの点検、あるいは評価を踏まえた報告書の作成が重要になってくるのではないかと少し感じました。 例えば、「本人にあったサービスの利用となるように、関係機関と連携を続けて引き続き支援を行っている」というところをどう評価していくか。本人の意向に沿った支援内容や、工夫、家族の意向や親身に寄り添う支援というところを、どういう取り組みとして展開されたか。などですね。 座長ではありますが、意見を述べさせていただきます。 他になにかご意見はございますでしょうか。
委員	地域にひきこもりの方がいた場合についてですが、何らかの精神障害がある、もしくは働けない状況下で、社会との接点もない方がいた場合、その方たちの把握や、さらに踏み込んで支援につなげていくという場合には、この計画の中ではどこかに当てはまるのでしょうか。
委員長	ありがとうございます。ひきこもりの方をはじめ、地域の中には困っておられる方が多くいらっしゃると思いますが、特に自ら発信することが難しい方や、気づいていない方たちの支援ですね。アウトリーチという言い方をしますが、今後どのように考えていくべきか、事務局で何かあればお願いいたします。
事務局	ひきこもっている段階で、ほとんどの場合本人は困っていないというのが実態です。周囲が心配していたり、家族が悩んでいたという状況ですが、当事者からのヘルプの声が、現れないのがひきこもりであり、実態把握は非常に困難というのが現状です。 アウトリーチということで、例えば地域包括支援センターから「支援に入っている家庭で長いこと働きに出ていないお子さんがいる」というような情報が入ってきた場合、仕事生活自立相談窓口の保健師の資格を持つ担当者が、高齢者の方の健康観察の名目として地域包括支援センターの方と連携して自宅に伺い、「ついでにお子さんも」という形で繋がろうとしている状況です。毎年、数件しかありませんが、何とか繋がろうと努力しています。 しかし、何とか繋がった場合でも、当事者から「助けてほしい」との声は中々上がらない現状があり、対象者として把握しながら両親に何かあった場合に支援に動いていくというような体制でございます。
委員	ひきこもりの方が困っていないというような考えは疑問です。確かに、助けがなくてひきこもっているのか、困っていないからひきこもっているのか、ケースバイケースであると思います。 しかし、社会から孤立しているということは問題ですね。その問題意識は少し持っていた方が良いと思います。
事務局	もちろん、非常に解決しづらいですが、問題としては捉えております。 「困っていない」という表現は、少し耳に触ったかもしれませんが、実際に担当が訪問した際、その方と接触して困りごとを引き出すこと自体が困難であります。 ご両親が経済的に守っているうちは、具体的に当事者の思いというものが出づらい実態があります。実際に会うことで支援につながるケースもあると思いますので、アウトリーチには引き続き努めてまいりたいと考えております。

委員長	<p>「SOSを出す場所や出す方法が分からず、孤立しているという状況にある」という捉え方をして関わっていく必要があると思います。</p> <p>ひきこもりの方への支援は、福祉・医療・就労・教育など全てで関わってくる課題なので、一か所だけではなく複合的な支援が必要になります。この課題を中心に据えていくことで、地域包括ケアシステムのようなものも出来るのではないかと思います、連携が取れるのではないのでしょうか。</p> <p>これからは重要な問題であると思いますので、目標の一部に含めるよりも、全体の中で大きな課題として認識していく必要があると思います。</p> <p>とても大事なご意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、他にご意見よろしいのでしょうか。</p> <p>はいありがとうございます。今年度までの2年分の事業評価を踏まえ、令和5年度末のデータを持って、来年全体の報告ができてくると思います。</p> <p>あと、次期計画に向けた取り組みとまた、同時に作成されていきますので、また引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議題1につきましては、こちらで終了して次に進めていきます。</p>
2 報告事項	
(1) 瀬戸市障害者地域自立支援協議会の活動報告について【資料2】	
委員長	次第2(1)「瀬戸市障害者地域自立支援協議会の活動報告について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(説明)
委員長	<p>ありがとうございました。関わっている方の補足説明も含め、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>各専門部会に関わっておられる方は、他の部会の状況等をぜひ専門部会の皆様と共有していただければと思います。</p>
(2) 瀬戸市障がい者相談支援センターの実績報告について【資料3】	
委員長	それでは次第2(2)「瀬戸市障がい者相談支援センターの実績報告について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(説明)
委員長	<p>ありがとうございました。昨年度と今年度の比較をしながらのご報告でした。</p> <p>ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>相談件数は増加し、内容も多岐にわたるため、関係機関との連携が重要になりますので、包括的な支援をお願いしたいと思います。</p>
(3) 障害者虐待報告について【資料4】	
委員長	それでは次第2(3)「障害者虐待報告について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(説明)
委員長	ありがとうございました。ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	虐待として認定されなかった事案が結構多いという印象を受けました。どのような基準で決めているのか、分かれば教えていただきたいです。
事務局	<p>認定の基準として、虐待認定マニュアルというものがあり、聞き取った内容に基づいて判断をしています。</p> <p>認定しなかった18件のうち、当事者や支援者からの相談のほか、警察から通報があったケースもありますが、警察介入して一応解決済と判断して、認定はしないという本市の基準で対応しています。自治体によって考え方にばらつきがあり、警察介入案件でも計上しているところもあるとは聞いております。</p>
委員長	ありがとうございます。警察介入案件は解決済として、認定しないという形で統計を取っているとのことですが、その後のフォローはしているのでしょうか。

事務局	<p>ケースによりますが、確認が必要な案件については電話等で確認します。大抵そのような案件は再度事例が発生しますので、対応をしていく形になります。</p> <p>実際、義理の母親からの虐待を受けたという事例がありましたが、分離させようとしたけれども、本人の障害特性上中々その判断ができなくて、結論が出ないでいるうちに本人の子どもにも影響が出てきたため、児童相談所などの関係機関が絡む事例に発展しました。</p> <p>このように発展することもあるため、市としても引き続き様子を見ていく必要があるという案件については、都度対応しているというのが現状です。</p>
委員長	<p>解決済として虐待認定しないケースでも、その後のフォローをしているということですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>虐待通報の増加については、良い傾向にあると前向きにとらえています。</p> <p>東京都台東区の虐待防止センターでは、年間1,000件の通報があるそうなのですが、通報のハードルを下げた「気になることがあれば何でも相談してほしい」というスタンスで、専門の職員が対応をしていると聞いています。</p> <p>二つの圏域でアドバイザーをさせていただいている中で、肌感覚として養護者からの虐待と施設事業者からの虐待は割と話に上がるのですが、使用者からの虐待は中々見えてこない現状であると感じており、見えてくるといいと個人的に思っています。</p> <p>それで、今話にあったような養護者からの虐待は、中々介入が難しくなりますが、この場合はどうしても様々な専門機関に関わってもらわなければならないと思います。様々な機関が集まり話し合うことで解決に結びつくのではないかと思いますので、現状すごく良いのではないかと今お聞きして思いました。</p> <p>また、本日話題に上がった日中サービス支援型のグループホームのお話を少しさせていただきます。これは24時間365日職員を配置し、手厚いサービスで区分3以上の重度の障害者の方を受け入れるというグループホームになります。ここが、県内でも大きな課題となっております。</p> <p>日中サービス支援型グループホームが所在する市町村会議で、担当者から色々な意見が吸い上げられ、また地域アドバイザー会議で検討をしましたが、「ホーム運営の評価に関する部分が曖昧で、また自治体に権限もなく指導しきれない」という部分が課題であるとの意見が出ました。そのあたりを加味してどう評価していくか、国の方でも改めて様々な方策を取っていくという方向で動いているそうです。</p> <p>最後に虐待防止法の正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、法律の理念としては養護者等への支援が中心となっています。これは「虐待者＝悪い人」というよりも、「知識や理解、支援が不足している人」としているのではと捉えています。</p> <p>ケースに介入し、当事者や支援者をサポートしていくことが大切だと思っています。</p>
委員長	<p>重要な意見、そして情報の共有ありがとうございます。</p> <p>質問ですが、この資料は何か活用されているのかお聞きしたいです。</p> <p>分析し、市の対策へ結び付けられる基礎データになるのか、とも思いましたが、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この資料は、国へ年一回報告する義務があり、そのための資料として整理したものです。虐待件数が増えたから何か対策を、あるいは人員の増加を、ということが出来ればよいですが、そのあたりは中々難しいところがございます。</p> <p>また、認定や分離の判断についても、障がい者相談支援センターの相談員と情報提供者等から聞き取りをして、1件ずつ判断しておりますので、必ずしも認定しないから何も対応していない、という訳ではないことだけご承知おきいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>知的障害・精神障害の方への虐待が多い傾向がありますが、虐待に気づいたり訴えたりというところに困難さがある場合が多いため、ケース把握ができたこと自体は大切なことであると思う一方で、虐待はやはり深刻な問題であると思うところです。</p>

委員長	虐待を防止すること、発見すること、対応していくこと、その後のケアなど、ステージごとに対応が異なり、どの局面でも手を抜けない大事さがある。人の命や、その後の人生に関わってくる問題であると思っています。 件数の把握や、情報を共有することだけでも価値があると思いますが、委員の皆様と対策を練ったり、行政でしかできない対策を考えていったりということも必要であるのではと感じました。 他にご意見等ございますでしょうか。
委員（代理）	要保護児童対策地域協議会に出席しておりますが、その場で特別支援学級にいる子たちが親御さんからそのような扱いを受けたという話を聞くことがあります。 そこでは、児童相談所や子ども・若者センターと情報共有をしているのですが、何かあった場合に今後社会福祉課への報告をした方が良いでしょうか。
事務局	お子さんに関しては、やはり児童相談所や子ども・若者センターが優先になりますので、基本的に社会福祉課では18歳以上の方のケースを対応しています。 もし、気になる案件があれば、共有等していただければと思いますので、遠慮なく情報提供してください。
委員長	ありがとうございました。一つよろしいでしょうか。 先ほど、アドバイザーより養護者や施設従事者からの虐待は出てきやすいが、利用者からの虐待は出てきづらいとの発言がありました。この資料を見ると、虐待者が誰かという記載はありませんが、そのあたりはいかがでしょうか。
事務局	虐待者が誰か、というところは把握しておりますが、個人情報の観点からこの資料への記載は割愛させていただいております。
委員長	ありがとうございました。 非常に対応が難しいことであると思いますが、引き続き虐待の防止や、発見・通報、その後の対応など、ステージ事での対応を委員の皆様や事務局の方へもお願いいたします。
4 その他 (1)瀬戸市障害者福祉基本計画（第7次）策定業務スケジュール（案） 【資料5】 (2)瀬戸市障害者福祉基本計画（第7次）策定に係るアンケート調査について 【資料6】	
委員長	次第4 その他に移ります。事務局よりお願いいたします。
事務局	（説明）
委員長	ありがとうございました。 来年度策定予定の瀬戸市障害者福祉基本計画（第7次）のスケジュールが提示されました。来年度は3回委員会の開催があるとのことで、またよろしく申し上げます。 ほかに事務局から何かございますでしょうか。特にないのでしたら、これを持ちまして瀬戸市障害者地域自立支援委員会を終了いたします。長期間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。
事務局	本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。今後の本市の福祉の増進に努めてまいります。どうぞよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。